令和５年度福祉・介護の職場体験提供事業実施要項

１　目的

福祉・保育・介護の仕事に関心がある方に対して、福祉・保育・介護サービスの職場体験を行う機会を提供することにより、就労への意欲を高め、円滑な就労を支援することを目的とするものです。

２　対象者

福祉・保育・介護の仕事に関心のある方（高校生以上）。

３　受入施設

職場体験の受入れを希望する社会福祉施設（保育所を含む）、介護保険事業所及び本会福祉人材センターへの求人登録法人・事業所等。

４　受入期間

(1)　原則３～５日間とします（高校生の場合は１日～５日間）。

(2)　受入時期は、令和５年６月から令和６年２月までの間で、体験希望者と受入施設との日程調整により決定します。

５　受入時間

１日原則として６時間とします。開始時間及び終了時間は、受入施設の定めた時間によりますが、受入施設の事情による延長、短縮は可能とします。

６　体験参加費用

無料。ただし体験参加に要する交通費、被服費、食費等は自己負担になります。受入施設が給食等を提供した場合は、受入施設が体験希望者から直接徴収するものとします。

７　体験内容

(1)　介護、介助、自立支援、療育、養護、養育、保育などの職場体験

(2)　散歩の付き添い、行事の参加などの交流体験

(3)　掃除、洗濯などの職員の補助業務体験　等

８　実施方法

別紙のとおり

９　体験受入経費の支払

受入れを行った施設には、体験費用を支払います。

体験希望者１人につき１日当たり６，０００円とします。

10　定員

本事業における体験申込者の定員は予算の範囲内とします（３０名程度）。

※　申込期間内であっても、定員数に達した段階で、事業を終了する場合があります（定員に達した段階で、ホームページにてお知らせします）。

11　事故等への対応

福祉人材センターは、体験希望者の体験中の事故等に対応する保険に加入することとし、保険料については福祉人材センターが負担します。

12　個人情報の取扱い

本事業における個人情報は、本事業の運営のみに利用することとし、社会福祉法人愛知県社会福祉協議会個人情報保護規程に基づき適正に管理します。

13　その他

(1)　体験は、実習と異なることから、原則として体験希望者の評価は行いません。

(2)　福祉人材センターは、体験希望者に対して「体験の心構え」「感染症対策（インフルエンザ、新型コロナウイルス感染症等)」等の事前指導を行うこととします。

(3)　新型コロナウイルスの流行等状況により、内容の変更、若しくは延期・中止になる場合があります。

14　申込み・問合せ先

社会福祉法人愛知県社会福祉協議会　福祉人材センター　人材養成部
（愛知県保育士・保育所支援センター）
〒４６１－００１１　名古屋市東区白壁一丁目５０番地
電話　０５２－２１２－５５１９　　ＦＡＸ　０５２－２１２－５５２０
ホームページ
http://www.aichi-fukushi.or.jp/intoro/jinzai/workplace_experience.html

（別紙）

令和５年度福祉・介護の職場体験提供事業実施方法

１　職場体験事業の周知

本事業の実施にあたり、各関係機関（公共職業安定所、福祉系養成校、福祉関係事業所、高等学校等、いずれも県内に限る）に周知します。

２　職場体験事業受入施設の募集

（１）職場体験の受入れを希望する施設・事業所等（以下、受入施設）は、職場体験提供事業受入計画（様式第１号）を福祉人材センターに提出します。

（２）提出された本事業受入計画は福祉人材センターがとりまとめ、自由に閲覧できるよう、愛知県社会福祉協議会のホームページ上に掲載します。

（３）受入計画の提出期限については、特に定めはなく、随時受付けます。

（４）受入施設が体験希望者に対して検便や健康診断等を求める場合は、直接体験希望者に指示することとし、その際に発生する費用は体験希望者が負担することとしますが、体験希望者の負担がなるべく少なくなるよう配慮してください。

３　職場体験事業の申込

職場体験の希望者（以下、体験希望者）は、職場体験提供事業申込書（様式第２号）により福祉人材センターに提出します。

高校生については、学校内で担当教諭が申込書をとりまとめ、福祉人材センターに提出します。

４　日程調整及び体験決定・実施

（１）福祉人材センターは、体験希望者及び受入施設との日程調整を行い、それぞれに決定通知を送付します。（様式第３号・第４号）

（２）体験希望者は、決定通知（様式第３号）が届いたら、自ら受入施設に連絡をし、事前打合せを行います。事前訪問が必要な場合は、都度当事者間で調整します。

（３）体験希望者は、体験を終えたら「体験レポート」を記入し、受入施設に提出します。

（４）受入施設は、体験を終えたら「様式第５号(1)、(2)」により、福祉人材センターに終了を報告します。

（５）福祉人材センターは、受入施設からの報告を受けた後、職場体験受入費用を送金します。費用の支払時期は、９月、１２月、３月とします。

５　その他留意点

（１）申込書が受理されると、福祉人材センターから体験希望者へ連絡が入り、日程調整を行います。原則、福祉人材センターと体験希望者とのやり取りは原則電話対応となりますが、必要に応じて福祉人材センターに来所してもらい、面談を実施する場合があります。

（２）以下の状況が生じた場合、職場体験の実施をお断りすることがあります。

・調整の段階で連絡がつかない、福祉人材センターへの来所依頼に応じていただけない等、十分なやり取りができない場合。

・決定しても、受入施設へ事前連絡等をしない等、人材センターからのお願いに応じていただけない場合。

（３）新型コロナウイルスの感染対策については、受入施設の指示に従ってください。